

現行	改正後	備考												
<p>1 旅館業の営業の許可 (中略)</p> <p>【審査基準】 (中略)</p> <p>○旅館業法施行条例（平成15年2月25日 横浜市条例第2号） (中略)</p> <p>別表第2（第6条、第9条第1項） (1及び2省略)</p> <p>3 玄関帳場の基準 ((1)及び(2)省略) (3)宿泊しようとする者との面接を不要とし、又は阻害する設備 <u>機器</u>が設けられていないこと。 (中略)</p> <p>○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項</p> <p>5 旅館業の施設の構造設備の基準（条例別表第2から別表第4まで） 次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>面接を阻害する設備 機器 (別表第2第3項第3号)</td> <td>客室案内板等を操作することが客室扉の開錠、鍵の交付と連動する等、宿泊しようとする者が<u>玄関帳場での面接をしない</u>で客室に入室することを可能とする設備全般をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> </table>	(略)		面接を阻害する設備 機器 (別表第2第3項第3号)	客室案内板等を操作することが客室扉の開錠、鍵の交付と連動する等、宿泊しようとする者が <u>玄関帳場での面接をしない</u> で客室に入室することを可能とする設備全般をいう。	(新設)		<p>1 旅館業の営業の許可 (中略)</p> <p>【審査基準】 (中略)</p> <p>○旅館業法施行条例（平成15年2月25日 横浜市条例第2号） (中略)</p> <p>別表第2（第6条、第9条第1項） (1及び2省略)</p> <p>3 玄関帳場の基準 ((1)及び(2)省略) (3)宿泊しようとする者との面接を不要とし、又は阻害する設備 <u>当該者の確認を適切に行うためのものを除く。</u>が設けられていないこと。 (中略)</p> <p>○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項</p> <p>5 旅館業の施設の構造設備の基準（条例別表第2から別表第4まで） 次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>面接を阻害する設備 (別表第2第3項第3号)</td> <td>客室案内板等を操作することが客室扉の開錠、鍵の交付と連動する等、宿泊しようとする者が面接又は本人確認を受けず客室に入室することを可能とする設備全般をいう。</td> </tr> <tr> <td><u>当該者の確認を適切に行うためのもの</u> (別表第2第3項第3号)</td> <td><u>旅館業法施行規則第4条の3第2号又は旅館業法施行条例別表第3第3項第1号アに規定する設備</u>をいう。</td> </tr> </table>	(略)		面接を阻害する設備 (別表第2第3項第3号)	客室案内板等を操作することが客室扉の開錠、鍵の交付と連動する等、宿泊しようとする者が面接又は本人確認を受けず客室に入室することを可能とする設備全般をいう。	<u>当該者の確認を適切に行うためのもの</u> (別表第2第3項第3号)	<u>旅館業法施行規則第4条の3第2号又は旅館業法施行条例別表第3第3項第1号アに規定する設備</u> をいう。	条例改正による 改正
(略)														
面接を阻害する設備 機器 (別表第2第3項第3号)	客室案内板等を操作することが客室扉の開錠、鍵の交付と連動する等、宿泊しようとする者が <u>玄関帳場での面接をしない</u> で客室に入室することを可能とする設備全般をいう。													
(新設)														
(略)														
面接を阻害する設備 (別表第2第3項第3号)	客室案内板等を操作することが客室扉の開錠、鍵の交付と連動する等、宿泊しようとする者が面接又は本人確認を受けず客室に入室することを可能とする設備全般をいう。													
<u>当該者の確認を適切に行うためのもの</u> (別表第2第3項第3号)	<u>旅館業法施行規則第4条の3第2号又は旅館業法施行条例別表第3第3項第1号アに規定する設備</u> をいう。													
		条例改正に伴う 改正												
		条例改正に伴う 改正												

(略)	
宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	((1)及び(2)省略) (3) (略) ア ビデオカメラ等で <u>従業員</u> による面接を行う場合 (略)
(略)	

(略)	(略)	文言整理
宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	((1)及び(2)省略) (3) (略) ア ビデオカメラ等で <u>従事者</u> による面接を行う場合 (略)	
(略)	(中略)	【申請される方の参考となる事項】
【申請される方の参考となる事項】	(中略)	
別表第1 (第4条)	別表第1 (第4条)	
1 宿泊しようとする者と面接すること (<u>玄関帳場を設けない施設において</u> 当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。)。 (以下省略)	1 宿泊しようとする者と面接すること (当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。)。 (以下省略)	条例改正による改正